

# 情報公開制度とは

情報公開制度は、皆さんのが行っている仕事や市民生活について「こんなことが知りたい、あんな資料が見たい」と思ったときに、市が保有する情報の公開を求めることができる権利を保障したものです。

市では、この制度を実施することにより、市政の透明化を進め、市政に対する皆さんの理解と信頼を深めていただきたいと思います。また、市政の内容をもっとよく理解していただきたいとも考えていいます。そうすることにより、でき

るだけ多くのかたの意見を市政に反映させ、公正で民主的な市政を実現できるのではないかでしょうか。

なお、大館市の情報公開制度は「行政文書開示制度」と「情報提供施策」の二本を柱としています。

## 行政文書開示制度

市民の皆さんからの請求に応じて、市が保有している行政文書を開示します。

## 情報提供施策

市民の皆さんが必要とする情報をいろいろな形で積極的に提供します。

## 開かれた市政を目指して



行政文書開示制度  
請求に応じて開示します。



情報提供施策  
いろいろな形で提供します。

## 制定までの経緯

市が情報公開制度の導入を具体的に検討し始めたのは、平成九年のことです。市役所の職員が制度の必要性を検討し、とりまとめた素案を市民十二人からなる大館市情報公開市民懇話会に意見を求めました。この懇話会の答申を尊重して、情報公開の条例案を作成し、昨年の九月議会に上程、可決・成立了。

市では、これらの動きと並行して、情報公開に対応できる文書管理制度についても研究を重ねてきました。

きました。その結果、ファイリングシステムを採用することを決め、平成九年度から順次、市役所各課などに導入を進めてきました。そして、二月までに学校、保育園などを除くほとんどの部署で導入を完了しました。

また、平成九年十月からは、県外出張旅費や食糧費、指名競争入札の状況など四項目について、情報公開の試行を実施するなど、情報公開制度の本格的な実施に備え



導入されたファイリングシステム